令和7年4月1日時点で実施している

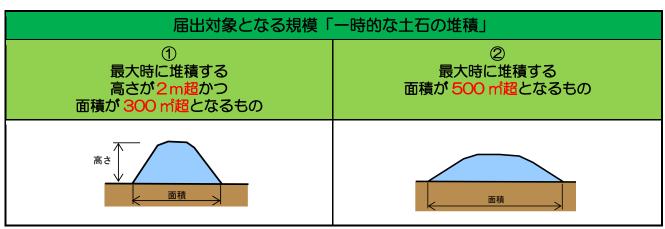
「土石の堆積」は、届出が必要です。

旧宅地造成等規制法(以下「旧宅造法」という。)が、宅地造成及び特定盛土等規

制法(以下「盛土規制法」という。)に改正されました。 横須賀市では、令和7年4月1日(予定)に規制区域を指定するとともに盛土規 制法の規制を開始し、盛土等に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止に取り 組みます。(規制区域については、

https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4830/kaihatu/documents/2024 0920 kouhoikuiki.pdf を参照してください。)

宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該宅地造成等工事規制区域内におい て行われている土石の堆積に関する工事の工事主は、下記届出対象となる規模 を実施している場合、令和7年4月1日以降に都市部 宅地審査防災課へ届出 書の提出が必要となります。



※盛土規制法では、図の②の面積には、高さ30cm以下の盛土・切土又は土石の堆積を行 う面積は含みません。

項目	概要
1. 届出書	・ 土石の堆積に関する工事の届出書 (様式第16号)
2. 位置図	・縮尺、方位、道路及び目標となる地物
3. 地形図	・縮尺、方位及び土地の境界線、等高線(2m)
4. 土地利用平面図	 縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 空地の位置 柵その他これに類するものを設置する位置 雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容
5. 写真	土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真

※届出された内容は、インターネット等で公表します。